

福島市入札監視等委員会設置要綱

平成20年	3月	6日	制定
平成27年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和8年	5月	1日	一部改正

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨に基づき、入札及び契約手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、福島市入札監視等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、福島市が発注した建設工事等に係る次の事項の調査審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況に関する事
- (2) 入札及び契約手続の過程及び契約内容に関する事
- (3) 入札及び契約制度に関する事
- (4) 総合評価一般競争入札等に関する事
- (5) 再苦情処理に関する事

(委員)

第3条 委員は、中立、公正な立場で客観的に入札及び契約についての審査、その他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、5人以内の委員で組織する。
- 3 委員の任期は原則2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。
- 5 委員の氏名及び職業は公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再選を妨げない。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。
- 4 会議は非公開とし、議事の概要は、これを非公表とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱施行後最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項本文の規定に係わらず、市長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和 8年 5月 1日から施行する。